

北杜市DX推進計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和4年4月

北杜市北杜未来部未来創造課

北杜市D X推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、北杜市（以下「発注者」という。）がD X推進計画策定支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、発注者が推進しようとしているデジタル・トランスフォーメーション（以下「D X」という。）について、I C T等の専門的な知見・ノウハウを持つ事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

北杜市D X推進計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

「北杜市D X推進計画策定支援業務委託仕様書」による。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

(4) 委託金額

提案上限額 6, 895, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 問い合わせ先（事務局）

北杜市北杜未来部未来創造課デジタル戦略担当

住所：〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

TEL：0551-42-1164

FAX：0551-42-1127

メール：miraisouzou@city.hokuto.yamanashi.jp

3 公告

プロポーザルの公告は、北杜市公告式規則（平成16年北杜市規則第1号）により行うほか、北杜市ホームページに掲載するものとする。

4 参加資格

参加資格の要件は、以下の条件を満たしているものとする。

プロポーザルに参加することができる参加者は、北杜市入札参加者名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）で、公告日又は指名通知を行った日から契約日までに、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、市長が認めた場合は、参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。

- (2) 「北杜市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (5) プロポーザル実施前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 過去5年以内に、地方公共団体においてDX推進支援等、本業務に類似する業務実績があること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）及び、プライバシーマークを取得していること。

5 プロポーザル参加申出書の提出

応募者は、次の各号により「北杜市DX推進計画策定支援業務委託プロポーザル参加申出書」（様式第1号。以下「参加申出書」という。）及び提案事業者の「DXに係る計画策定など類似業務実績」（様式第2号。）を提出しなければならない。

登録業者以外の者が参加する場合は、追加書類として競争入札参加資格の定期審査書類に準ずるものを提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和4年5月12日（木）（閉庁日を除く。）午後5時まで

(2) 提出先

上記2の（5）に記載の問い合わせ先に同じ。

(3) 提出方法

参加申出書をFAX、メール又は持参により提出すること。なお、提出期限までに到着しない参加申出書は受け付けない。

※ FAX、メールを送信した場合は、事務局宛へ、北杜市役所開庁時間内（以下「開庁時間内」という。）に電話において受付番号を確認すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

「北杜市DX推進計画策定支援業務委託質問書」（様式第3号）に質問事項を記入の上FAX又はメールで送付し、事務局宛へ開庁時間内に電話で必ず着信確認を行うこと。

ア 提出先

上記2の（5）に記載の問い合わせ先に同じ。

イ 提出期限

令和4年5月9日（月） 午後5時まで

(2) 質問の回答期日

質問書に対する回答は、受付日の翌日から起算して開庁日の3日以内に市のホームページで行う。

7 応募書類の提出方法

(1) 提出期限

令和4年5月20日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

参加申出書の提出者を対象に提案書の提出を受け付けるので、上記提出期限（開庁日を除く。）までに上記2の（5）に記載の問い合わせ先へ持参するか、又は郵送すること（必着）。

(3) 提案書類の提出

ア 「企画提案書」（様式第4号）

① 企画提案書

本業務における別紙仕様書の5に掲げる業務内容に対し、提案・実施を予定する事業内容に係る次の事項について記載すること。なお、必要に応じて資料を添付すること。

- ・ 事業内容に関する作業区分ごとの実施概要
- ・ 人員体制（担当者の経歴、実績、資格等含む）
- ・ 実施スケジュール
- ・ その他、情報の収集力、先進地域等とのコネクション等、本業務の実施にあたって特にアピールしたい事項

② 業務実績調書

DXに係る計画策定など類似業務の実績について、次の事項を記載すること。また、必要に応じて資料を添付すること。

- ・ 業務名称
- ・ 発注者名
- ・ 業務期間
- ・ 契約金額（業務規模）

③ 見積書

- ・ 法人の所在地、名称及び代表者名を記載すること。
- ・ 予算上限額を超えないこと。
- ・ 内訳書を添付すること。なお、内訳書には事業内容の作業区分ごとに、数量（人工積算可能なものは工数）、単価、金額を記載すること。

イ 提出書類に関する指定事項

- ・用紙はA 4 版縦、横書き、両面印刷とし、文字サイズは1 1 ポイント以上とする。
- ・A 3 版の資料を挿入する場合は、片面印刷とする（A 4 サイズに折ること）
- ・仕様書各項目から、詳細な業務実施スケジュールを作成する。
- ・発注者と受注事業者の役割を明確に整理区分し提案する。

(4) 提出部数

- ア 正本 1 部（代表者印を押印したもの）
- イ 副本 1 0 部（正本の写し）

(5) 提出書類及び著作権等の取扱い

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 提案書等の著作権は参加者に帰属するが、本市が本プロポーザルの審査及び審査結果の報告のために必要な場合に限り、内容を無償で使用できるものとする。

8 受注候補者（優先交渉権者）の選定方法

(1) 一次審査

ア 選定方法

審査委員会及び事務局が、評価基準に従って、提出された企画提案書等を「一次審査評価基準表（書類審査用）」の評価項目1 から3 に基づき書類をあらかじめ審査し、平均得点が6 0 点以上の上位5 者程度を選定する。

イ 一次審査結果の通知

一次審査の結果については、参加者全員に「一次審査結果通知書」により、令和4年5月25日（水）までに、企画提案者に対して選定結果を文書等で通知する。

(2) 二次審査

ア 選定方法

審査委員会及び事務局が評価基準に従って、企画提案者が行うプレゼンテーションを「二次審査評価基準表（プレゼンテーション用）」の評価項目に基づき審査し、一次審査結果に二次審査結果を加え、平均得点が7 2 点以上のうち、審査員の審査順位が1 位とした者が最も多い者を選定する。1 位とした者が同数の場合は審査委員の協議により選定する。

イ 実施日

令和4年5月30日（月）

時間や場所については、別途企画提案者に通知する。

ウ プレゼンテーションの時間

プレゼンテーション 2 0 分以内

質疑応答 1 5 分以内

パワーポイント等を活用し、説明する。

エ 説明者

主任技術者を含めて3名以内とする。

オ その他

パソコンを持参すること。スクリーン及びプロジェクターは発注者が貸与する。

9 受注候補者（優先交渉権者）の通知方法

令和4年6月1日(水)付けで、企画提案者に対して選定結果を文書で通知する。

10 契約手続き

仕様書及び提案書等の記載事項を踏まえて受注候補者と協議し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約により、速やかに契約手続きを進めるものとする。

ただし、本業務の目的達成のため、協議により必要な範囲において項目を追加、変更、削除することがある。

また、これにより、見積額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、受注候補者が応募資格を満たさないと判明した場合や、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点の者と順次交渉するものとする。

11 契約書

北杜市が作成する契約書による。

12 契約保証金

本業務委託契約における契約保証金は、免除とする。

13 失格事項

応募者が、契約締結までに次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提案書等に虚偽の記載があることが発覚した場合
- (4) 見積書に記載の額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 本市の指名停止処分を受けた場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があり、審査委員会が失格と認めた場合

14 プロポーザル全体のスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

	項 目	期間又は期限	備 考
1	公告(実施要領等の公開)	令和4年4月22日(金)	市HPに掲載
2	参加申出書受付締切	令和4年5月12日(木)午後5時まで	
3	質問締切	令和4年5月9日(月)午後5時まで	
4	質問に対する回答	質問書の受付日の翌日から起算して開庁日の3日以内	市HPに掲載
5	企画提案書受付締切	令和4年5月20日(金)午後5時まで	
6	一次審査(書類審査)	令和4年5月25日(水)	
7	一次審査結果通知	令和4年5月25日(水)	
8	二次審査(プレゼンテーション)	令和4年5月30日(月)	
9	二次審査結果通知	令和4年6月1日(水)以降	
10	契約の締結	令和4年6月6日(月)以降	

1.5 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出書類に記載された個人情報や本業務の受注事業者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。また、第三者に情報提供しない。
- (3) 審査委員会は非公開で行い、審査内容についての問い合わせ及び審査結果についての異議申し立ては、受け付けない。
- (4) 本プロポーザルに伴い応募者から提出された参加申出書、提案書等については、北杜市情報公開条例(平成16年北杜市条例第12号)に基づき公開することがある。